

# 令和8年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務

## 公募要領

令和8年2月16日

環境省 水・大気環境局 環境管理課

### 1 事業の目的

我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しており、その実現に向けて、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：以下「JCM」という）は、我が国及び途上国におけるGHG削減目標の達成への取組として重要な役割を担っている。また、我が国企業によるインフラ・システムの海外展開等を支援するため、「インフラ・システム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」や「脱炭素インフライニシアティブ（令和3年6月15日発表）」を策定するなど、政府全体で推し進めている。

1.5°C目標の達成のためには世界全体の温室効果ガス排出削減が急務であるが、他方で、アジア地域をはじめとするグローバルサウスでは依然として、大気汚染をはじめとする気候変動以外の環境汚染の問題も深刻な課題である。これに対処するため、公害を克服してきた我が国の知見・経験や技術の活用は有効である。環境省では、アジア諸国を中心に、大気汚染等の環境汚染対策と気候変動対策を効果的に同時に実現するコベネフィット型環境汚染対策を長年実施し、協力の実績を積み上げてきた。

また、気候変動、生物多様性の損失、汚染という、3つの世界的な危機を克服するためには統合的な解決を目指す必要がある。2024年第6回国連環境総会（UNEA6）において、日本が提案した「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」が採択された。

このため、本業務は、アジア地域におけるこれまでの環境協力の成果も踏まえ、我が国のJCMパートナー締結国（現在締結協議中の国を含む）を対象とし、相乗的解決に向けて、モデル的なシナジー型のJCMプロジェクトの実施に向けた実現可能性調査を実施することを目的とする。

### 2 公募対象

#### （1）対象事業

対象事業は、日本の民間企業・研究機関・大学等が、海外の調査対象の国・都市等の実情に応じて、脱炭素と大気汚染や水質汚濁などの水・大気環境保全との組み合わせによるJCMプロジェクトの実施に向けた実現可能性調査を行う事業とする。ただし、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除く。

なお下記の業務を含めること。

#### ① 成果物

- ・報告書日本語版100枚程度（含 ワークショップ資料）を想定。
- ・日本語版概要版、英語版概要版（各PPT形式3ページ程度）
- ・上記2つを含めた電子媒体（DVD-R等）5部

#### ② 月次報告（下記項目を含みwordまたはPDF書式、A4判1枚程度とする）

- ・月次レベルの進捗報告、渡航報告書、翌月以降の調査・イベント（ワークショップ等）予定
- ・翌月の最初の1週間程度を目安に提出すること

#### ③ 報告会（進捗報告会等）

- ・3回程度／年（契約締結時、中間報告、最終報告）

- ④ 現地調査、現地カウンターパートの本邦招聘及び情報共有等（現地コンサルタント等の活用含む）  
・2回程度／年（必要に応じてオンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと）  
・渡航計画（目的・スケジュール・訪問先等）を事前に環境省へ提出し、渡航後は渡航報告書（調査結果等を含めること）を提出すること  
※⑤現地ワークショップと合同で実施するよう留意すること  
※招聘についても同様。
- ⑤ 現地ワークショップ（実現可能性調査に当たって不要な場合は、業務に含めなくても構わない。）  
1回程度／年（オンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと）  
※④現地調査と合同で実施するよう留意すること  
※環境省主催の政策対話及び他省庁国際会議等（いざれもオンライン開催を含む）との連携を図るよう留意すること
- ⑥ シナジー効果の検討  
・想定するプロジェクトの温室効果ガス排出削減以外の持続可能な開発への貢献度について、その効果を検討する（定量的な試算が望ましい）。
- ⑦ 環境省以外の支援機関との連携  
環境省から提供される情報も含めて、対象とする国・地域・都市における諸外国・国際機関の支援概要を把握し、活動計画の共有、ワークショップの共同開催、資金支援プログラムの活用等の連携を模索し、実施すること。特にJICA現地事務所とは、1回程度／年協議すること（オンラインも含む）

## （2）対象分野

脱炭素（エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資するものであり、かつ、脱炭素社会形成を促進する事業）と大気汚染や水質汚濁などの水・大気環境保全との組み合わせを基本とする。業種は問わない。ただし、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除く。

## （3）対象国

対象国はJCMパートナー国及び候補国（ブラジル連邦共和国、マレーシア）とする。

## 3 応募資格条件

- （1） 法人格を有していること。
- （2） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保護人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （3） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （4） 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「A」、「B」級に格付けされている者であること。
- (7) 提案事業において求められる環境技術を持つ本邦民間企業や、相手国関係行政機関、実際に事業を共同実施する現地カウンターパート機関候補を明確にすること。
- (8) 共同実施予定の本邦民間企業、相手国関連行政機関、及びパートナー機関から本提案事業についての関心表明レターを取得することが望ましい。

#### 4 事業期間

原則として、事業期間は単年度とする。複数年度にわたっての調査を行う場合でも、年度ごとにその都度応募を行うこと。なお、複数年度の事業の実施は、各年度において本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、次年度以降の実施を保証するものではない。

令和8年度の契約期間終了日は令和9年3月19日（金）とする。

#### 5 事業対象費用

本事業では、環境省と業務の委託契約を結ぶことにより事業を行う。契約金額（事業費用）の上限目安は応募調査1事業当たり以下のとおり想定する（採択件数は3件程度を想定）。

最大：20百万円／年（税込）

調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

また、中間報告時の事業進捗、成果等によっては中止、又は減額等の措置をとることがある。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施するものであり、具体的な対象費用は下記のとおりとする。

経費の区分			内容
直接 経 費	人 件 費	人件費	<p>委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。</p> <p>① 業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当（環境省業務に専従する者に限る））、賞与等を含む。</p> <p>②他機関からの出向者の給与</p>
	業 務 費	諸謝金	<p>委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。</p> <p>①委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金</p> <p>②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金</p> <p>③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等）</p>

		④その他委託業務の実施に必要な謝金
	国内旅費	委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当等。
	外国旅費	委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA 手数料等）等。
	委員等旅費	委託業務で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
	会議費	委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。
	備品費	委託業務に直接必要な備品（取得価額が 20 万円以上あって、消耗品に該当しないもの）の購入経費。各事業の取扱いにより備品の購入ができる場合がある。
	消耗品費	委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④ に該当するもの。 ①取得価格 20 万円未満の物品 ②取得価格 20 万円以上であって比較的長期（概ね 2 年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等） ③比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等） ④2 年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）
	借料及び損料	委託業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。
	賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
	通信運搬費	委託業務に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
	光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
	印刷製本費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
	外注費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行なうことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。 ※原則として、人件費、業務費および一般管理費の合計値の 1/2 以下とする。
共同実施費		委託業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
間	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての

接 費		特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。
消費税		消費税及び地方消費税（10%）

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（令和6年3月環境省大臣官房会計課）及び地球環境局地球温暖化対策課が定めるマニュアルに準じます。（<https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf>）

積算に当たっては、「2 公募対象」（1）対象事業 ①～⑦を織り込むこと。ただしこの積算対象は令和8年度分のみとする。尚、情勢等の変化により現地渡航が不可能となった場合は、環境省担当官と対応方針等について相談することとする。

## 6 審査の実施

事業の審査は環境省において実施する。審査は書類審査後にプレゼンテーション審査を実施する（オンラインを予定。プレゼンテーション対象者には書面審査後個別に連絡する）。

前述の「2 公募対象」や「3 応募資格条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とする。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合がある。

		評価基準	審査基準
1	応募事業全体に関する評価	1-1 事業全体の評価	事業全体の独自性、モデル性、事業に参画するステークホルダーの妥当性、信頼性、関心について評価する。 事業内容が、相手国の計画・戦略に位置付けられ又は合致するなど、相手国のニーズに合った内容の場合は加点する。
		1-2 実現可能性調査の具体性、妥当性	シナジー型JCMプロジェクトの実現可能性調査の内容及び計画の具体性及び妥当性を評価する。
2	脱炭素技術等の導入の実現可能性	2-1 脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備制度構築、計画策定支援	本事業中又は事業後に、本事業対象地域のJCMを通じた脱炭素技術導入の実現に至る実現可能性を評価する（本邦技術であり優位性があるか、他都市・地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM実施経験のある事業者の参画有無、商工会議所及び金融機関等との連携体制等）。 特に、日本側国際コンソーシアム代表が想定されていて、同社からの意思表示レターがあれば、加点する。 本事業で導入を検討する日本の環境技術を提供する本邦民間企業からの関心表明文書がある場合は加点する。相手国関連行政機関及びパートナー機関から本提案事業についての関心表明レターがある場合は加点する。

	2-2 脱炭素技術等の導入の実現可能性	JCM 以外の JICA 等の他の公的資金支援スキームを活用したプロジェクトや、民間ベースでのプロジェクトによる脱炭素技術・その他の環境対策技術の導入見込みを評価する。 脱炭素技術の導入とは、国内メーカーの EPC 受注、地域商社の事業参画、地方銀行の海外事業への投資等を含む。
3	シナジー効果の実現可能性	3-1 水・大気環境保全とのシナジー効果 想定するプロジェクトの大気汚染や水質汚濁等の水・大気環境保全の効果を評価する。
	3-2 持続可能な開発への貢献度	想定するプロジェクトの温室効果ガス排出削減以外の持続可能な開発への貢献度を評価する。
4	GHG 削減効果	4-1 応募事業の費用対効果 本調査により将来実現する JCM プロジェクトの温室効果ガス削減見込みに関して、費用対効果を評価する。 4,000 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以下であれば 5 点 4,001 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以上 5,000 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以下であれば 4 点 5,001 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以上 6,000 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以下であれば 3 点 6,001 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以上 7,000 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以下であれば 2 点 7,001 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以上 8,000 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以下であれば 1 点 8,001 円/t-CO <sub>2</sub> ・年以上であれば 0 点とする。
	4-2 応募事業の温室効果ガス削減量 本調査により将来実現する JCM プロジェクトの温室効果ガス削減見込みを評価する。 100,000t-CO <sub>2</sub> /年以上であれば 5 点とする。 50,000t-CO <sub>2</sub> /年以上、99,999t-CO <sub>2</sub> /年以下であれば 4 点 10,000t-CO <sub>2</sub> /年以上、49,999t-CO <sub>2</sub> /年以下であれば 3 点 5,000t-CO <sub>2</sub> /年以上、9,999t-CO <sub>2</sub> /年以下であれば 2 点 1,000t-CO <sub>2</sub> /年以上、4,999t-CO <sub>2</sub> /年以下であれば 1 点 999t-CO <sub>2</sub> /年以下であれば 0 点	
5	事業実施体制	5-1 配置予定の管理技術者の手持ち業務 配置予定の管理技術者の手持ち業務量（除 本業務）は適切かについて評価する。 0 件ならば 10 点、1 件あれば 8 点、 2 件あれば 6 点、3 件あれば 4 点、4 件あれば 2 点 5 件以上あれば 0 点 とする。
	5-2 配置予定の管理技術者の適性	配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。
	(組織のカーボンニュートル 5-3 温室効果ガスの排出削減目標記載	申請者の温室効果ガスの排出削減目標の設定があればそれを評価する。

ラル実現へ向けた取組)	5-4 デコ活応援団参画、デコ活宣言登録の有無、取組・製品・サービスの登録の有無	申請者がデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している場合は5点加点する。 申請者がデコ活宣言を実施している場合は5点加点する。 申請者が取組・製品・サービスの登録があれば5点加点する。
(組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況)	5-5 ISO14001、エコアクション21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無	事業者の経営における事業所（以下「本社等」という）において、ISO14001、エコアクション21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載とともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載とともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。1つでもあれば加点（5点）
(組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況)	5-6 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし（※1） 5点</li> <li>・えるぼし3段階目（※2） 4点</li> <li>・えるぼし2段階目（※2） 3点</li> <li>・えるぼし1段階目（※2） 2点</li> <li>・行動計画（※3） 1点</li> </ul> ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定 4点</li> <li>・くるみん認定（新基準※4） 3点</li> <li>・くるみん認定（旧基準※5） 2点</li> </ul> ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点

		※ 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。
--	--	--

## 7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結する）。
- (2) プレスリリースやイベントの開催等においては、環境省担当官と相談の上、本事業下で行うものである旨を明示すること。
- (3) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省担当官と協議を行うこと。万一応募者の責に帰すべき事情により、事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費の支払ができない可能性がある。
- (4) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）及び会計帳票の検査への協力（2回程度／年。事業実施期間後の実施もあり得る）を依頼する場合がある。
- (5) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省担当官に提出する。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用を支払う。

## 8 応募の方法

### (1) 応募書類の書式（応募様式）

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とする。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成すること。

- ① 応募様式（別添1）  
PDF形式に変換し、画像等軽量化に努めた上で提出すること。
- ② 調査事業概要（別添2）（パワーポイント、様式有、和文・英文A4判各1枚）  
応募事業の内容、調査の対象となる脱炭素プロジェクト、海外都市支援の取組を明確にすること（外部公表予定）。
- ③ 応募事業概要書（別添3）  
日本語版・英語版ともに記載して提出すること。
- ④ 団体概要（様式任意）  
複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その会社概要がわかる資料を提出すること。
- ⑤ JCM事業採択実績（過去3年以内）（様式任意）
- ⑥ 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー可）
- ⑦ 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（コピー可）
- ⑧ ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳（コピー可）

⑨ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のコピー（B以上）

(2) 応募書類の提出方法

応募書類を電子メールによって、環境省へ提出すること。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延事由が環境省側に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けられないため、十分な余裕をもって応募すること。

電子メールの件名は、「(対象国名) 令和8年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務応募」とする（件名が異なる場合電子メールは不達となる）。環境省のサーバの都合上、1メールあたりで受信できる容量は8MBを目安とすること。応募書類を電子メールで受信後、環境省から受領の確認メールが返信される（確認メールが返信されない場合は、電子メールは不達であるので注意すること）。応募書類のデータが大容量となりメール添付ができない場合には、環境省ネットワークシステムのファイル受け渡しサービスを設定するので、提出先のE-mail宛にファイル受け渡しサービスの設定を依頼すること（応募者独自のファイル転送サービスは利用できない）。

提出先：環境省 水・大気環境局 環境管理課 国際協力推進チーム  
担当：中城・安田  
TEL：03-5521-8198（直通）  
E-mail：mizu-taiki-kokusai@env.go.jp

(3) 応募に必要な提出物

- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しない。このようなファイルは速やかに破棄・削除するものとする。
- ・また、Microsoft社Windows10上で表示可能なものを提出すること。Windowsで展開できない状態で送付された場合は審査の対象とならないので注意すること。

(4) 応募期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月13日（金）16時（日本時間）

9 応募に関する質問の受付及び回答

受付先：環境省 水・大気環境局 環境管理課 国際協力推進チーム  
E-Mail：mizu-taiki-kokusai@env.go.jp

(2) 受付方法

電子メールにて受け付ける（電話、来訪等による問合せには対応不可）。電子メールの件名は、「問い合わせ 令和8年度シナジー型JCMプロジェクト実現可能性調査委託業務」とし、質問事項と[1]事業者名、[2]所属部門名／役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載すること。

(3) 受付期間

令和8年3月2日（月）12時まで

#### (4) 回答

令和8年3月6日（金）17時までに、環境省ホームページに掲載する。

### 1 0 公募のスケジュール

公募開始	令和8年2月16日（月）
質問受付期間	令和8年3月2日（月）12時まで
回答	令和8年3月6日（金）17時まで環境省ホームページに掲載する。
応募書類提出	令和8年3月13日（金）16時まで
プレゼンテーション	令和8年3月19日（木）
選考結果通知	令和8年4月下旬頃（予定）

### 1 1 業務委託契約について

#### (1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者1社との間で業務委託契約を締結する。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただく。

#### (2) 支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定する。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要がある。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定である。

支払対象に関し、環境省から代表者の担当者へ事務手続きマニュアルを送付する。主要な事項は以下のとおり。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただく。
- ② 一般管理費については、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とするが、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を計上する。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限がある。

#### (3) 支払金額に関する注意事項

応募者の責に帰すべき事情により、採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費を支払うことができない可能性がある。

### 1 2 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外する。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する意見には対応できかねるので、予め了承願いたい。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とする。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とする。

(5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。その場合、遅滞なく当該資料を提出すること。

以上

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。